

## 業 務 説 明 資 料

- 1 件名 日本大通りほか緑花育成業務委託
- 2 履行期限 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 履行場所（詳細は別紙図面参照）
  - (1) 日本大通りほか一部街路樹  
街路樹 68 本 植栽地面積 1,352 m<sup>2</sup> プランター83基（1基0.7 m<sup>2</sup>）
  - (2) 山下公園通り  
街路樹 208 本 植栽地面積 2,689 m<sup>2</sup>
  - (3) さくら通り  
街路樹 104 本 植栽地面積 891 m<sup>2</sup>
  - (4) けやき通り  
街路樹 68 本 植栽地面積 815 m<sup>2</sup>
  - (5) 桜木町駅前広場  
街路樹 3 本 植栽地面積 58 m<sup>2</sup>
  - (6) 新港3号線および新港7街区一部  
街路樹 10 本 植栽地面積 188 m<sup>2</sup>
  - (7) 新港中央広場  
高木 39 本 花壇面積 2,446 m<sup>2</sup> 芝地面積 2,990 m<sup>2</sup>

### 4 業務目的

横浜市は、横浜みどりアップ計画の取組の一つとして、多くの市民や観光客が訪れる都心臨海部（みなとみらい21地区から山下地区を中心としたエリア）において、都市公園、港湾緑地や街路樹などの公共施設を中心に、緑や花による空間演出や質の高い維持管理を行い、街の魅力形成・賑わいづくりを進めています。

さらに、日本大通りや新港中央広場などの都心臨海部における街路樹や港湾緑地の一部は、横浜市の掲げる「花と緑にあふれる環境先進都市」を構成する要素であり、ガーデンシティ横浜の実現のために高い水準での花壇の育成管理が必要です。

本業務は、都心臨海部の街路樹及び港湾緑地において、周辺環境と調和した街並みの美しい景観づくりを目指し、街路樹の安全かつ良好な育成管理と、植栽地や花壇の低木や草花の成長を見据え長期的な視野で育成管理を行うことを目的とします。

### 5 本業務の特徴

上記の業務目的を実現するにあたり、本業務において、通常の維持管理業務と大きく異なる点は下記の3つです。

#### (1) 広範囲にわたる対象地を安全かつ美しく維持管理する体制と技術力

今回の業務範囲である街路樹は458本と多数かつ広範囲にわたるため、良好な樹冠を保つための樹木剪定の技術を十分に理解し、街路樹の生育状況を見極めながら、時期に応じた作業を行わなければなりません。また安全性を保つために支障枝等を適宜取り除き、緊急時や強風による枝折れには迅速に対応できる管理体制を構築する必要があります。

また各植栽地や花壇においては見頃の時期を見据え、全体が調和するよう各種植物の選定、維持管理を行うことも必要です。これには豊富な経験に基づいた技術が必要です。

現場責任者、作業員一人ひとりの技術力も重要ですが、上記を踏まえて全体を指導できる経験豊富な優れた技術者、各分野もしくは各班のリーダーとなる技術者等の配置または協力が不可欠と考えます。

- ・ 広範囲にわたる街路樹を安全かつ美しく維持管理する体制
- ・ 植栽地や花壇を総合的に美しく育成する技術

## (2) 魅力的な植替え提案

新港中央広場や日本大通りの花壇・プランターでは、宿根草や球根、一年草花の組み合わせにより、美しい緑と花の空間を演出します。そのため、植替えにあたっては、修景のコンセプトを設定した上で花苗や球根の種類、色彩など魅力的な提案を求めます。

また、当初に植えられた植物がその場所に合わない場合も考えられます。その場合の代替植物についての提案も適宜求めます。植物材料についての豊富な知識とともに、高いデザイン性が求められます。

- ・ 植替える植物材料についての知識
- ・ 優れた植替え植物のデザイン提案

## (3) 時期に応じた動員体制と3か年の育成計画

繁忙期の前に多くの作業員を動員し、短期に作業を完了させる体制が求められます。

また、統率力に優れた経験豊富な現場責任者の配置が不可欠と考えます。

さらに、令和3年度、令和4年度、令和5年度と長い目で植栽・街路樹の育成計画を立て、実施する計画実行力が求められます。

- ・ 時期に応じた動員体制
- ・ 経験豊富な現場責任者の配置

## 6 業務概要

以下に各対象地の作業概要を記載します。記載の作業内容はあくまで目安とし、必要に応じて、作業内容及び作業数量の変更をおこなうこと。

### (1) 日本大通りほか一部街路樹

ア 対象面積等 街路樹 68本 植栽地面積 1,352 m<sup>2</sup>  
プランター83基 (1基 0.7 m<sup>2</sup>)

イ 種別 街路

ウ 主な業務内容 (詳細は補足資料による)

- ・ 3年間で全数冬季整枝剪定を実施し、支障枝剪定を適宜行う。
- ・ 多年草、一年草等が混植された四季を通じて楽しめる花壇を育成する。
- ・ 特に春には花の名所となるように日本大通りを演出する。
- ・ 夏から秋にかけて継続的に、魅力ある草花や装飾による花壇で彩ること。
- ・ 景観重要樹木であるイチョウ並木を、安全かつ周辺の街並みや景色を含めた一体の景観の中で美しく育成していく。

エ 数量関係

- ・ 落葉樹冬季剪定 約23本、落葉樹夏季剪定 約30本
- ・ 必要に応じたヤゴ・ひこばえ、胴吹き of 除去 街路樹 68本
- ・ 多年草等の育成及び維持管理 1,352 m<sup>2</sup>

- ・一年草等植え替え 植栽帯：年 5,000 株程度 プランター：年 2,000 株程度
- ・チューリップ球根植付け 30,000 球程度
- ・ユリ球根植付け 300 球程度
- ・花壇灌水（プランター） 4月～9月：週3回程度、10月～3月：週2回程度
- ・花壇灌水（植栽帯） 4月～9月：週2回程度、10月～3月：週1回程度
- ・花壇管理（プランター） 年1回程度
- ・花壇管理（植栽帯） 年1回程度
- ・花壇地拵え 年1回程度
- ・人力除草 年2回程度
- ・補植 適宜
- ・カラスの巣撤去 年2～3回程度
- ・巡回管理 適宜
- ・その他

オ 配慮事項

- ・日本大通りは神奈川県庁本庁舎や横浜情報文化センターなどの歴史的建造物が集積しており、開港以来の歴史をしのばせる街路景観を形成しています。またイチヨウ並木は地域の良好な景観の形成に重要である樹木として横浜市で初めて景観重要樹木に指定されています。以上のことからイチヨウ並木の管理にあたっては良好な街路景観を維持することを目標とし、必要以上の過度な剪定は避けること。
- ・秋に地域団体と連携して球根の植付けを行うこと。
- ・日本大通りには散水栓等の設備がないため、受託者が水再生センターから再生水を運搬し灌水すること。

(2) 山下公園通り

ア 対象面積等 街路樹 208 本 植栽地面積 2,689 m<sup>2</sup>

イ 種別 街路

ウ 主な業務内容 （詳細は補足資料による）

- ・3年間で全数冬季整枝剪定を実施し、支障枝剪定を適宜行う。
- ・イチヨウ並木及びその他街路樹において安全かつ周辺の街並みや景色を含めた一体の景観の中で美しく育成していく。
- ・植栽帯の中低木、多年草等の維持管理を行う。

エ 数量関係

- ・落葉樹冬季剪定 約 68 本、落葉樹夏季剪定 約 25 本、常緑樹剪定 約 1 本
- ・必要に応じたヤゴ・ひこばえ、胴吹き除去 街路樹 208 本
- ・多年草等の育成及び維持管理 2,689 m<sup>2</sup>
- ・一年草等植え替え 年 1,000 株程度
- ・花壇管理（植栽帯） 年 1 回程度
- ・人力除草 年 1 回程度
- ・巡回管理 適宜
- ・補植 適宜
- ・その他

オ 配慮事項

- ・山下公園通りは横浜を代表する公園である山下公園に面し、地域の良好な街路景

観を形成しています。また過去に強度な剪定により樹形が崩れている街路樹を良好な樹冠に育成していることが求められます。以上のことからイチョウ並木の管理にあたっては良好な街路景観を維持することを目標とし、必要以上の過度な剪定は避けること。

(3) さくら通り

ア 対象面積等 街路樹 104本 植栽地面積 891 m<sup>2</sup>

イ 種別 街路

ウ 主な業務内容 (詳細は補足資料による)

- ・3年間で全数冬季整枝剪定を実施し、支障枝剪定を適宜行う。
- ・並木において安全かつ周辺の街並みや景色を含めた一体の景観の中で美しく育成していく。
- ・植栽帯の中低木刈り込みや除草、多年草等の維持管理を行う。

エ 数量関係

- ・落葉樹冬季剪定 約35本、落葉樹夏季剪定 約10本
- ・必要に応じたヤゴ・ひこばえ、胴吹きの除去 街路樹 104本
- ・人力除草 年3回程度
- ・中低木刈込 年2回程度
- ・巡回管理 適宜
- ・補植 適宜
- ・その他

(4) けやき通り

ア 対象面積等 街路樹 68本 植栽地面積 815 m<sup>2</sup>

イ 種別 街路

ウ 主な業務内容 (詳細は補足資料による)

- ・3年間で全数冬季整枝剪定を実施し、支障枝剪定を適宜行う。
- ・並木において安全かつ周辺の街並みや景色を含めた一体の景観の中で美しく育成していく。
- ・植栽帯の中低木刈り込みや除草、多年草等の維持管理を行う。

エ 数量関係

- ・落葉樹冬季剪定 約24本、落葉樹夏季剪定 約10本
- ・必要に応じたヤゴ・ひこばえ、胴吹きの除去 街路樹 68本
- ・人力除草 年3回程度
- ・中低木刈込 年2回程度
- ・巡回管理 適宜
- ・補植 適宜
- ・その他

(5) 桜木町駅前広場

ア 対象面積等 街路樹 3本 植栽地面積 58 m<sup>2</sup>

イ 種別 駅前広場

ウ 主な業務内容 (詳細は補足資料による)

- ・3年間で全数冬季整枝剪定を実施し、支障枝剪定を適宜行う。

- ・街路樹を安全かつ周辺の街並みや景色を含めた一体の景観の中で美しく育成していく。
- ・地被類の維持管理を行う。

エ 数量関係

- ・落葉樹冬季剪定 約 1 本、落葉樹夏季剪定 約 2 本
- ・必要に応じたヤゴ・ひこばえ、胴吹き of 除去 街路樹 3 本
- ・人力除草 年 1 回程度
- ・巡回管理 適宜
- ・補植 適宜
- ・その他

(6) 新港 3 号線および新港 7 街区一部

ア 対象面積等 街路樹 10 本 植栽地面積 188 m<sup>2</sup>

イ 種別 街路

ウ 主な業務内容 (詳細は補足資料による)

- ・3年間で全数冬季整枝剪定を実施し、支障枝剪定を適宜行う。
- ・街路樹を安全かつ周辺の街並みや景色を含めた一体の景観の中で美しく育成していく。
- ・植栽帯の中低木刈り込みや除草、多年草等の維持管理を行う。

エ 数量関係

- ・落葉樹冬季剪定 約 3 本、落葉樹夏季剪定 約 1 本、常緑樹剪定 約 1 本
- ・必要に応じたヤゴ・ひこばえ、胴吹き of 除去 街路樹 10 本
- ・巡回管理 適宜
- ・補植 適宜
- ・その他

(7) 新港中央広場

ア 対象面積等 高木 39 本 花壇面積 2,446 m<sup>2</sup> 芝地面積 2,990 m<sup>2</sup>

イ 種別 港湾緑地

ウ 主な業務内容 (詳細は補足資料による)

- ・「ナチュラルガーデン」をテーマに多年草、一年草等が混植された四季を通じて楽しめる緑地の育成を行う。
- ・特に春には花の名所となるような演出を行う。

エ 数量関係

- ・落葉樹冬季剪定 約 13 本、落葉樹夏季剪定 約 5 本、常緑樹剪定 約 2 本
- ・必要に応じたヤゴ・ひこばえ、胴吹き of 除去 高木 39 本
- ・多年草等の育成及び維持管理 2,446 m<sup>2</sup>
- ・一年草等植え替え 年 12,026 株程度
- ・チューリップ球根植付け 10,000 球程度
- ・ユリ球根植付け 1,500 球程度
- ・花壇管理 年 1 回程度
- ・花壇灌水 4 月～9 月：週 1 回程度、10 月～3 月：週 0.5 回程度
- ・花壇地拵え 年 1 回程度
- ・人力除草 (花壇) 年 3 回程度

- ・マルチング工 年 0.5 回
- ・施肥 年 0.2 回
- ・芝地管理 人力除草 年 2 回程度
- ・芝刈り（ロータリー） 年 5 回程度
- ・芝地施肥 年 2 回程度
- ・芝地目土 年 1 回程度
- ・巡回管理 適宜

## 7 成果品

- (1) 本業務完了時の提出資料として、下記の通り報告書を街路樹維持業務委託仕様書及び公園緑地等維持業務共通仕様書に基づき、履行期限までに納入して下さい。
  - ・季節変化に応じた各対象地の全体デザイン案の資料
  - ・長期的視点（3年程度）でみた樹木・植栽の育成計画案の資料
  - ・現場作業の記録及び技術的内容のとりまとめ
  - ・出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持管理で提出する資料
  - ・その他監督員との協議により必要と求めたもの。
- (2) 成果品はすべて横浜市に帰属することとします。
- (3) 成果品の納入先は環境創造局南部公園緑地事務所都心部公園担当とします。
- (4) 体裁・部数
  - ・紙（ファイル綴じ） : 1 部
  - ・電子データ（CD-RまたはDVD-R）: 1 部
  - ・その他詳細は監督員との協議による。

## 8 その他

- (1) 業務の履行にあたっては季節変化に応じた各対象地の全体デザイン案の資料を作成し、監督員と協議を行いながら進めること。
- (2) 各対象地において目標の景観像を設定し、長期的視点（3年程度）でみた樹木・植栽の育成計画案を作成したうえで業務を進めること。
- (3) 本対象地の施設管理者は次のとおりです。
  - ・新港中央広場・新港7街区一部…横浜市港湾局
  - ・日本大通り・山下公園通り・桜木町駅前広場・新港3号線…横浜市中土木事務所
  - ・さくら通り・けやき通り…横浜市西土木事務所
 本業務の履行にあたっては各施設管理者に必要な手続きをとり、業務を履行すること。また街路及び駅前広場の作業においては各所管の交通管理者（警察署）に必要な手続きをとり、業務を履行すること。
- (4) 使用する花苗や球根等については、別紙単価分類表から選択すること。単価分類表に記載されていない品種の使用を希望する場合は、監督員と協議すること。
- (5) 業務執行上知り得た情報及び成果物について、委託者の了承を得ずにこれを使用、第三者への提供又は公表をしてはならない。
- (6) この仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合の解釈については、両者協議の上、監督員の指示に従うこと。
- (7) 年に3回程度、横浜市が定めた「業務評価表」を用いて、現場の仕上がり具合と今後の改善内容を確認すること。

- (8) 6か月に1回程度、提案書を基に作成した「提案内容実施評価表」を用いて、その達成度を確認すること。
- (9) 対象地においては、工事等により面積等の数量が変更になることがあります。